## 平成18年3月定例町議会提案理由説明要旨

本日ここに、第一回定例町議会を召集しましたところ、議員各位にはご多忙のところ御出席いただき誠にありがとうございました。

すでに御案内のとおり、今議会に提案いたしました議案は、予算 関係22件、条例関係19件、その他の案件13件の合計54件で あります。

それでは、諸議案を審議していただくにあたり、主な議案につき ましてその概要を御説明いたします。

最初に、議案第3号平成18年度智頭町一般会計予算についてであります。

わが国の社会経済情勢は、若干回復の兆しが見えてきたものの、 地方においては長期化した景気低迷の影響から税収が伸び悩み、小 泉政権下における「改革断行予算」と称した数年来の歳出の見直し は、地方に厳しい財政運営を強いる結果を招いております。

本町におきましても、町税収入は平成14年度から固定資産税を中心に年々減少しており、加えて過去の景気対策等による町債の大量発行により、町債残高は約70億円に達しており、その元利償還金がピークを迎えつつあります。

このように厳しさを増していく財政状況からすれば、本来ならば 増額となるべき地方交付税が平成18年度は大幅に減額される見込 みであり、これまでにも増して厳しい事態に直面した予算編成とな りました。 このような非常事態ともいえる厳しい財政状況を踏まえ、平成18年度の予算編成におきましては、プライマリーバランスに留意しながら町債の発行を可能な限り抑制するなど、「持続可能な財政構造」への転換を最優先に考え、歳入の確保に全力を尽くすとともに、従来にも増して徹底した歳出の見直しに取り組んだところであります。

その結果、予算総額は、41億6千5百万円と前年度の本予算 (当初予算は暫定予算)と比較して6.3%減の規模となったもの であります。

さて、財政状況が誠に厳しい中ではありますが、この度の予算では、最小の経費で最大の効果を上げるよう国や県の制度を有効に活用しながら、地方分権社会の到来に対応し地域の自立度を高めていく取組みを進めていくため、「自立に向けた地域づくり」「高齢者・障害者等を支える地域づくり」「地域の特色を生かした産業振興」「次代を担う人づくり」の4つの重点項目を掲げて予算編成を行いました。

それでは、最初に**「自立に向けた地域づくり」**について御説明いたします。

まず、それぞれの主体が自ら考えて自ら行動することこそ自立社会の原点であるとの考えに立ちながら、分権自立型の地域づくりへ向けたまちづくりプランの検討を行うとともに、このプランの一環として本町の実情に応じたコミュニティバスを整備することとしております。

また、自立度を高めていくには、人材の育成や確保が必要となってくることから、地域を担うリーダー養成や本町に定住を促す生活体験事業を関西圏の団塊の世代をターゲットに取り組もうと考えております。

更に、本町の特産品を広く全国に発信していくために智頭町ネットショッピングを開設するとともに、町内外に誇れる貴重な文化資源を将来に継承するため、板井原地区の建物修復や石谷家住宅の庭園管理等を行うこととしております。

地域を自ら守るという取組みにつきましては、自主防災組織の育成支援を通じて防災意識の醸成を図っていくほか、町民の生命・財産を守る消防団活動の一層の発展を願い、団員の制服をこの際、一新することとしております。

また、地域における生活の基本となる人権意識の醸成につきましては、関係団体とも連携を図りながら、部落差別をはじめとするあらゆる差別解消に向けた啓発活動を積極的に展開することとし、「人権文化フェスティバル」や「人権文化講演会」などを開催することとしております。

次に、「高齢者・障害者等を支える地域づくり」についてであります。

障害者施策では、来る4月の障害者自立支援法の施行に伴い、地域において障害者の自立した生活を支援する体制整備が必要となってくることから、障害者の実態や必要な介護サービスのニーズ調査を行うほか、移動介護支援や就労を促すための作業所等に対する支援などを行うこととしております。

また、高齢者施策につきましては、介護保険法の改正に伴い地域 包括支援センターを設置し、介護予防を推進していくとともに、地 域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、 地域支援事業を実施していくこととしております。併せて、高齢者 の居住環境に対する支援を行うとともに、智頭町社会福祉協議会と も連携を図りながら、在宅福祉に重点を置いて諸々の施策に取り組 むこととしております。 このほか、保健医療福祉総合センター「ほのぼの」の拠点機能を 十二分に生かしながら、保健事業として、各種健康診査、予防接種、 乳幼児や妊婦の相談、機能訓練などを実施するほか、清掃事業とい たしまして、ゴミの分別の徹底と減量化を一層推進するため、従来 のペットボトルや白色トレーに加えて、プラスチックごみにつきま しても専用袋を作成し収集することとしております。

次に、「地域の特色を生かした産業振興」についてであります。

農業振興につきましては、ブランド化が見込まれるリンドウ、自然薯、板井原大根の振興を図るため、生産農家自らの創意工夫による取組に対して支援を行うとともに、耕作放棄地等の解消へ向けて農作業受委託機械の導入を支援することとしております。併せて、農作業の共同化、農地の流動化等を通じまして中山間地域等直接支払交付金事業の実施集落の増加を図っていくとともに、休耕田の有効活用によるホンモロコの養殖支援なども行い、ふるさとの農地の保全・活用を推進していくこととしております。

林業振興につきましては、森林施業が計画的に実施され健全な森林整備を図るための活動や作業道の開設を支援するとともに、町有林事業においてローコスト作業道の開設を行い、町職員による伐採・搬出による収入間伐を行うこととしております。

商工振興につきましては、町内商工業者の経営支援のための制度 融資資金や町商工会に対する助成経費を計上したほか、ふるさと産 業振興のための設備投資を行う事業者に対しまして、支援を行うこ ととしております。

最後に、「次代を担う人づくり」についてであります。

児童・生徒の健全な育成を図っていくためには、「確かな学力」 「豊かな心」「健やかな体」のバランスを保ちながら取り組んでい くことが必要となりますが、その前提となる児童・生徒の数が、今 後ますます減少していくことが見込まれることから、適正な学校規模や教育環境の整備、更には幼児教育と義務教育との連携を視野に入れながら、本町の教育のあり方について関係者による委員会を設けて検討を行うこととしております。

また、生徒指導につきましては、国立教育政策研究所の委嘱を受けて、専門家の助言を受けながら地域のネットワークを構築し関係機関が連携して実践的な取組みを行っていくほか、問題行動等の解決を図るためのスクールカウンセラーや心の教育相談員を引き続き設置することとしております。

更に、町独自の取組みといたしまして、地域を知り地域を大切にする心を育てる創造的学習事業を小・中学校それぞれで実施するほか、キャンプ、ナイトハイクなどの野外活動を通じた青少年の育成や韓国楊口郡の中学生を迎えての交流事業など、社会教育的な観点からの取組みも積極的に行うこととしております。

また、昨年策定した智頭町次世代育成支援行動計画に基づき、地域ぐるみの子育てを推進することとし、地域子育て支援センターやファミリーサポートセンター、放課後児童クラブの運営を充実することとしております。とりわけ、仕事と子育ての両立にも繋がる放課後児童クラブにつきましては、これまでの富沢地区に加え、地域の要望等を踏まえて、智頭地区、山形地区においても新たに開設することとしております。

更に、養育支援が必要な家庭に対しましては、子育て経験者等による育児相談や家庭援助を実施するほか、家庭と保育を結ぶ家庭支援推進員を地域子育て支援センターに配置するなど、地域で安心して子育てが出来る環境づくりに、積極的に取り組むこととしております。

以上、平成18年度智頭町一般会計予算の概要を御説明いたしま した。 続きまして、**議案第15号平成17年度智頭町一般会計補正予算**について御説明いたします。

この度の補正予算では、旧智頭病院の解体に伴う繰上償還や年末の大雪等に要した除雪経費などを計上する一方、現時点で確定できる不用額を精査し、財政調整基金の積み立てなどを行ったことによりまして、39万1千円を減額することとし、補正後の予算総額は45億1千7百万円余となるものであります。

次に、**条例関係議案**につきまして、その主なものについて御説明いたします。

議案第25号智頭町「課設置条例」の全部改正につきましては、 住民サービスの向上や喫緊の行政課題への対応、更には迅速な対応 が出来る組織の再編という考え方に基づき、地域整備課、福祉課の 業務の一部を統合した「税務住民課」をはじめ、スクラップアンド ビルドにより3課を新設するほか、保育・子育て業務を次世代育成 の観点から義務教育と連携して行うことがより効果的であると考え、 教育課にその業務を移管するなど、課の統廃合等の機構改革を行お うとするものであります。

議案第26号智頭町安全で安心なまちづくり推進条例の制定につきましては、昨年末に広島県、栃木県の小学1年生の尊い命が奪われるという痛ましい事件が発生し、また、県内でも不審者による児童生徒への声かけ事案等が発生していることに鑑み、町民の皆さんをはじめ関係機関が連携して安全で安心して暮らせるまちづくりが推進できるよう、この度条例を制定するものであります。

議案第27号智頭町職員定数条例の一部改正につきましては、議 案第25号による機構改革に伴い、各部局の職員定数の変更につい て議会の議決を求めるものであります。

議案第28号議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 改正につきましては、旅費のうち東京等に滞在する場合、1日につき2,200円が支給されていた交通費について、県内市町村の状況を勘案して、この度廃止するものであります。併せて、議案第30号、議案第31号、議案第34号におきまして、それぞれ町長や教育長、職員についても同様に交通費を廃止することとしております。

議案第32号職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、 人事院勧告を踏まえ、職員組合との交渉も経て新たな俸給表及び俸 給制度の導入を行うなどの給与構造改革を実施するものであります。

その主な内容は、勤務成績に基づく昇給制度の導入、特別昇給制度の廃止や55歳の昇給幅を通常の半分程度に抑制するほか、級別職務分類表を改正して原則1級1職制とすることにより、事実上の「わたりの廃止」を行おうとするものであります。

議案第33号職員の給与の特例に関する条例の一部改正につきましては、本町の厳しい財政状況に鑑み、特例措置として実施しております職員の給与の減額につきまして、職員の協力を得て引き続き継続しようするものであります。減額につきまして、平成17年度は一律に15%カットとしておりましたが、平成18年度はこの度の給与構造改革並びに職員間の給与の水準などを考慮いたしまして、12.5~14.5%のカットを行うこととしております。

議案第35号智頭町税条例の一部改正につきましては、個人町民税並びに固定資産税の全期前納報償金制度について、現在では自主納付の普及によりその目的は達成されたと考えられ、更に、町・県民税を給与から特別徴収されている人にとりましては、不公平感があることなどから、この度廃止しようとするものであります。

議案第36号智頭町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、高齢化の進展等により医療費が大幅に増加する一方で、景気低迷により国民健康保険の税収が年々減少しており、このままでは国民健康保険制度の安定維持が困難になると見込まれることから、この度税率の見直しを行おうとするものであります。

具体的には、平成18年度を基本に向こう3ヶ年を見越した税額として、現行の約13%の引き上げを行い、併せて、介護分につきましても介護納付分に見合った改正を行うものであります。

国民健康保険事業が相互扶助を前提とした制度であるということを是非とも御理解いただきまして、同制度の安定維持に向けて住民の皆さんの協力をお願いするものであります。

議案第38号智頭町指定居宅介護サービスセンター設置及び管理に関する条例の廃止につきましては、智頭町社会福祉協議会が平成17年10月に介護サービス事業所となり、これまで同センターで実施していた訪問介護、訪問入浴事業などの介護サービス事業が智頭町社会福祉協議会等に移管されたことに伴い、この度同センターを廃止するものであります。

議案第40号智頭町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、従来のペットボトル、白色トレーに加えて、プラスチックも新たに再利用が可能な資源ごみとして取り扱われるようになったことから、この度専用袋を作成し収集しようとするものであります。

議案第41号智頭町廃棄物の処理施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、本町のし尿及び浄化槽の清掃汚泥を適正に処理するため、本年度、市瀬地区に設置した「し尿中継槽」の設置及び管理に関する事項を条例で定めようとするものであります。

続きまして、**その他の議案**につきまして、その主なものについて 御説明いたします。

議案第44号鳥取県東部広域行政管理組合規約を変更する協議に つきましては、障害者自立支援法が平成18年4月から施行される ことに伴い、東部広域行政管理組合において、障害程度の区分並び に支給要否決定に係る審査等の事務を実施することとなったことか ら、同組合規約の一部変更について、議会の同意を求めるものであ ります。

議案第45号から議案第50号までは公の施設の指定管理者の指定についてであります。指定管理者につきましては、平成18年4月から導入を図ろうする6施設について、先の12月定例町議会において設置管理条例を改正し、指定候補者の選定作業を行ってまいりました。先日、外部の有識者を含めた選定委員会を開催し候補者を選定いたしましたので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第51号智頭町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、 平成18年度に計画している農作業受委託機械の導入並びに合併処 理浄化槽の設置に当たり、過疎債の活用を考えておりますので、過 疎地域自立促進特別措置法の規定により、議会の議決を求めるもの であります。 以上、本議会に提案いたしました主な議案の概要を御説明申し上 げましたが、詳細については主管課長及び担当者をもって説明させ ますので、よろしく審議いただきますようお願いしまして、簡単で はありますが説明を終わります。